

教育研究審議会議事録

開催日時 及び場所	令和5年7月27日(木) 午後2時00分から午後3時19分まで 特別会議室 Web (ZOOM) 会議同時実施	
出欠状況	出席:25名 欠席:1名	出席:尾池議長、今井委員、酒井敏委員、富沢委員、渡邊委員、 小林委員、長澤委員、花岡委員、酒井公夫委員、 石川委員、伊吹委員、剣持委員、六井委員、山下委員、 眞鍋委員、三浦委員、澤田委員、竹下委員、篁委員、 永倉委員、仲井委員、小川委員、細川委員、林委員、 藤森委員 欠席:轟木委員
<p>1 審議事項</p> <p>(1) 杭州医学院との大学間交流協定の更新について</p> <p>(2) フィリピン大学との大学間交流協定の更新について</p> <p>(3) 静岡県立大学大学院学則の一部改正について (国際関係学研究科)</p> <p>(4) 客員教授の称号付与の推薦について (薬学部1件)</p> <p>(5) 客員教授の称号付与の推薦について (食品栄養環境科学研究所1件)</p> <p>(6) 名誉教授の称号授与の推薦について (短期大学部1件)</p> <p>2 報告事項</p> <p>(1) 東海地区発起業家育成プロジェクト「Tongali」プラットフォームへの参画について</p> <p>(2) 中国浙江省との短期留学生の相互交流について</p> <p>(3) 大学の世界展開力強化事業 (COIL) 事後評価について</p> <p>3 学部・研究科等における取組報告について</p> <p>① 食品栄養科学部</p> <p>② 食品栄養環境科学研究所</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 学外委員からの意見</p>		

・前回議事録(案)の確認

令和5年6月の教育研究審議会議事録(案)について、藤村教育研究推進部長から「生涯健康科学ジャーナルの創刊」の報告に関する補足説明を以下のとおり行った。

委員から、「投稿論文を和文とする」という点と「ジャーナルの創刊の趣旨」における「研究成果の国内外への発信等」の整合性について質問があった。

投稿する論文は日本語ということで規定しているが、論文タイトル、キーワード及び要旨は日本語と英語を併記する。また、論文は論文掲載サイトにおいてオンライン公開をするため、英語の検索にも対応していることを追加報告する。

以上のとおり、補足説明内容を含め(案)のとおり承認された。

1 審議事項

(1) 杭州医学院との大学間交流協定の更新について (説明者: 富沢委員)

杭州医学院の旧名称は「浙江省医学科学院」であり、1997年に大学間協定を締結以降、薬学部及び食品栄養科学部の研究者を中心に学術交流を続けてきた。協定締結時から「日中健康科学シンポジウム」を概ね隔年で相互開催し、学長等の幹部教員や大学院生を含め、活発な交流事業を実施してきたが、2020年度からはコロナ禍で中止していた。今秋は、数年ぶりに先方の教員が来静する予定である。

本協定は自動更新であり、本来更新の手続きは不要だが、協定締結時以降に先方

側の大学名を変更しているため、来静時に改めて協定を取り交わし、調印式を実施したいという打診があった。

更新する協定の有効期間は5年間とし、主な変更点は「大学名の変更」及び交流分野を「医療・健康分野」から「医療・健康分野等」とし、分野を拡張する形で更新する。「等」とした意図は、公衆衛生分野なども想定しているためである。

本協定の更新案は、国際交流委員会により2023年7月3日付けで承認されたものである。

審議事項（1）について提案のとおり承認された。

（2）フィリピン大学との大学間交流協定の更新について（説明者：富沢委員）

フィリピン大学と本学は、1996年に大学間交流協定を締結し、教員交流事業及び学生交流事業を実施してきた。

教員交流事業においては、毎年相互に教員を派遣してきた実績がある。コロナ禍の影響もあり、2021、2022年度は未実施となったが、それ以外の年は実施している。

学生交流事業については、概ね毎年本学からフィリピン大学に学生を派遣している。また、コロナ禍では、オンライン留学という形で実施した。2023年度は3年ぶりに本学から3名程度の派遣を予定している。

本協定は2024年度の満了であるが、協定先について「フィリピン大学ディリマン校」のみを対象としてきたものを、今般拡大する方針である。その意図は、「フィリピン大学バギオ校」とはシンポジウムを予定しており、「フィリピン大学ビサヤ校」とは教員交流事業等が予定されているため、ディリマン校に限定せず、フィリピン大学全体を含んだ形での協定更新の交渉を進め、先方から内諾が出たため、満了前に協定の更新を行う。なお、現協定を根拠に実施されているプログラムについては、その終了まで現協定を適用する。

その他の変更点として、協定のタイトルを「Agreement」から、より一般的な「Memorandum」という表現に変更するが、内容としては引き続き「協定」という形で継続する。

また、協定の有効期間については、現行の3年間から5年間に変更する。

現行の協定の有効期限がまだ1年残っていることや、新協定の変更により、学生等に不利益が生じることを防ぐため、協定第13項には経過措置として、「前協定を根拠に実施された事業については、同事業が完了するまで前協定を適用する」という内容を加える。

審議事項（2）について提案のとおり承認された。

（3）静岡県立大学大学院学則の一部改正について（国際関係学研究所）

（説明者：澤田委員）

国際関係学研究所は、第3期中期目標・中期計画において、国際関係学専攻及び比較文化専攻の両専攻でカリキュラム体系との整合性を点検し、教育課程の整備を進めている。

改正理由として、国際関係学研究所の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に則る教育課程に改めるため、国際関係学専攻は共通科目を新たに設置し、比較文化専攻は授業科目を改正する。併せて、両専攻ともに修了要件を明確にする。

国際関係学専攻の共通科目設置に関して、学位授与の方針では、「専攻した専門分野の知識と方法論を習得し、それを国際的な俯瞰力とともに活用できる能力、とり

わけ国際関係学専攻では、国境を超えた視座を習得することを重視する」と定めている。それを踏まえ、「国際政治・開発研究分野」及び「国際社会・文化研究分野」の2つの研究分野からなる、国際関係学専攻の修士号に相応しい教育課程に改善するため、双方の研究分野で共通する重点能力及び研究方法を習得する共通科目を設置する。

比較文化専攻の専門科目改正に関して、国際関係学研究科の教育課程編成・実施方針では、「専門科目を学際的に編成することで研究の視野を広げること」を重視し、比較文化専攻「アジア文化研究分野」では、アジア諸国を複数の切り口から総合的に捉える方針としている。本方針に則り、「中国文学研究 A, B」を「中国文化研究 A, B」とし、研究の視点を広げることで、より総合的な見方を提供していく。また、ロシアをアジアの一国と捉え、ロシア関連科目を設置していることは、「アジア文化研究分野」の大きな特色と言える。以上の趣旨を基に、「ロシア文学研究 A, B」を廃止の上、現在の「ロシア文化研究 A, B」に内容を移行し、「日露関係研究 A, B」を新たに設置する。

その他、両専攻ともに授業科目に関する修了要件の変更に加え、ルーブリック評価を受けることを修了要件に含める。ルーブリック評価に関する事項は、「静岡県立大学大学院国際関係学研究科規程」第12条に規定されており、令和4年4月以降の入学した学生から適用されている。

附則として、施行日を令和6年4月1日とし、改正後の規定は、令和6年4月1日以降入学する者について適用し、同年3月31日において現に在学する者については、なお従前の例によることとする。

<意見>

- ・授業科目について、「ロシア文学研究」を廃止し「日露関係研究」を設置するということがあったが、「ロシア文学」と「日露関係」は全く別物ではないか。(学外委員)

<回答>

・「ロシア文学研究」の他に「ロシア文化研究」という科目があり、今般「ロシア文学研究」で扱っていた内容を「ロシア文化研究」に移行する。それに伴い、「ロシア文学研究」は廃止した上で、より社会的・科学的な要素を含んだ「日露関係研究」を新設する。その趣旨は、比較文化専攻がアジアの中にロシアを含めて教育研究してきたという、30年にわたる伝統を引き継ぎ、より発展的かつ総合的にロシアへアプローチするという形で進めていくというものである。(説明者)

審議事項(3)について提案のとおり承認された。

(4) 客員教授の称号付与の推薦について(薬学部1件)(説明者:石川委員)

薬学部における客員教授の称号付与について、本学共同研究教員、共同研究テーマ、称号付与の期間、主な経歴及び業績に関して説明した。

審議事項(4)について提案のとおり承認された。

(5) 客員教授の称号付与の推薦について(食品栄養環境科学研究所1件)

(説明者:三浦委員)

食品栄養環境科学研究所における客員教授の称号付与について、本学共同研究教員、共同研究テーマ、称号付与の期間、主な経歴及び業績に関して説明した。

審議事項(5)について提案のとおり承認された。

- (6) 名誉教授の称号授与の推薦について（短期大学部 1 件）（説明者：永倉委員）
短期大学部における名誉教授の称号授与について、主な経歴、教育・学術上の功績、本学への功績及び社会貢献に関して説明した。

審議事項（6）について提案のとおり承認された。

2 報告事項

- (1) 東海地区発起業家育成プロジェクト「Tongali」プラットフォームへの参画について（説明者：酒井敏委員）

「Tongali」とは、全国に7拠点ある内閣府「スタートアップ・エコシステム形成拠点」の一つで、東海地方の拠点のことを指す。本件は、名古屋大学が中心となっており、目的は、イノベーション創出による産業創造・社会変革の実現、東海地区の産業の活性化及び雇用創出の貢献のため、大学発ベンチャーの起業支援を行うこと及びイノベーション人材の育成のためのアントレプレナーシップ教育を行うとされている。参加大学は21大学あり、主幹事大学は名古屋大学である。

本学は、大学における大学発ベンチャービジネス支援体制を整備するため、「Tongali」プラットフォームへの参画について手続きを進めている。参画により、教員の起業支援、国の事業へのエントリー、学生のビジネスプランコンテストなどへの参加が可能になる。将来的には、大学発ベンチャービジネス支援体制の充実や学生の起業家精神涵養プログラムなどの導入を見据え、他大学との情報共有によるノウハウの蓄積を図ることを目的とする。

大学発ベンチャー支援勉強会などへの参加が可能となることで、起業家環境整備に繋がることを期待している。

今後の参画申請から正式な手続き完了までには1か月程度かかる見込みである。

また、「Tongali」からの公募情報などは、適宜教員及び学生向けに、地域・産学連携推進室から発信する予定である。

- (2) 中国浙江省との短期留学生の相互交流について（説明者：富沢委員）

本件は、平成20年度から実施されてきた事業で、静岡県と友好提携関係にある中国浙江省との教育交流を深め、大学学生間の交流を促進することを目的としている。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度の実施を最後に中止されていたが、今年度は4年ぶりに実施されることが決定した。

本学では、学生の受入れ及び派遣学生の募集について協力する。なお、本事業は本学が実施する「浙江省への短期語学研修」とは別事業のため、学内広報においては、学生の混乱が生じないように配慮しながら周知している。

4年前の最終実施年度の受入実績が2名だったため、その規模に準じ学内上限を2名と設定する。受入れ期間は、10月からの3か月間を予定しており、科目は、交換留学生が受講できる科目の中から留学生自身が選択する。

なお、現在、学内からの派遣希望学生を募っているが、浙江工商大学及び浙江理工大学への応募は無かった。浙江万里学院については、引き続き募集を続けていく。

- (3) 大学の世界展開力強化事業（COIL）事後評価について（説明者：富沢委員）

大学の世界展開力強化事業（以下、「COIL」という。）は、グローバル人材の育成と大学教育のグローバルな展開力強化を目的に、高等教育の質の保証を図りつつ、米国大学との間でCOIL型教育を活用し、学生の相互派遣を伴う教育連携プログラムを実施する事業である。

本事業は、2018年に上智大学・お茶の水女子大学・静岡県立大学の3大学共同事

業として採択されたものであり、2022年度に5年間の補助事業期間が終了したことから、今年度事業評価を受けることとなった。評価に当たっては、3大学共同事業の代表大学である上智大学が、事後評価調書を取りまとめ、文部科学省に提出する。

本学における本事業の具体的な取組内容は、COIL型授業科目の導入、各大学の留学生に対して静岡の企業を紹介する「静岡スタディツアー」等の実施である。

評価スケジュールは、第三者委員会の評価を得た後、評価結果は、来年3月上旬に上智大学に通知され、日本学術振興会のホームページ等で3月18日に公表される予定となっている。

2022年度で本事業は満了となったが、本学ではCOIL事業で得たネットワークや様々なノウハウを活かし、今後は自主財源により継続可能な事業を実施していきたい。また、本事業では米国中心を対象としてきたが、本学においてはモンゴルやタイなどの他国ともCOIL事業を実施してきた。3大学共同においても、今後はさらに対象国を広げ、オンラインを活用した事業を進めていきたいと考えている。

<意見>

・評価が7月から12月の期間で行われるとあるが、その間に上智大学ではプレゼンを行うなどの機会はあるか。(委員)

<回答>

・上智大学がプレゼンする機会はなく、提出した資料のみで評価をされると聞いている。(国際交流室長)

<意見>

・評価調書には本学の取組みについても記載されているので、結構だと思う。一方で、本事業のような大きなプロジェクトには、大抵は最後にプレゼンの義務があるため、対応の準備をした方が良いと考えた次第である。(委員)

<回答>

・評価に関して、上智大学にはどのような経緯で評価をされるのかという問い合わせをしたが、現在のところ、御指摘のあったプレゼンを行うという話はなく、資料のみで評価を受けると聞いている。(国際交流室長)

3 学部・研究科等における取組報告について

① 食品栄養科学部（説明者：伊吹委員）

食品栄養科学部では、食品・栄養・環境・健康に関する基礎知識と基礎的技術を習得し、それらを融合した総合的な知識と最先端の技術を身につけた専門技術者や管理栄養士の育成を目標としており、そのための専門教育を充実させる取組を行っている。

学部の現状において、入試状況は、令和4年度の志願倍率は前年度に比べ若干高い傾向であったが、実質倍率は例年どおりに推移し、大きな変化はなかった。

新たな教育の取組として、特に注目すべきは、文部科学省の認定制度「数理・データサイエンス・AI」（応用基礎）に即した授業科目として、栄養生命科学科の3年生に対し「データサイエンス・AI」という講義を開講し、AIと管理栄養士のダブルメジャーを有する人材育成を開始した。

続いて、教職課程についても順調に進行しており、令和4年度は栄養教諭養成に加え、理科教諭養成が開設4年度目を迎え、5名の学生が実習を終え、全課程を修了できた。

その他の資格取得状況について、管理栄養士国家試験の合格率は95.6%であった。7年連続合格率100%は実現できなかったが、本学の過去5年間の平均合格率は99.1%と、高い合格率で推移している。また、環境生命科学科においても、環境計

量士合格率について、高い水準を維持できている。食品生命科学科では、日本技術者教育認定機構（JABEE）の認定プログラムを継続しており、令和4年度は卒業生4名が技術士補として登録された。

就職状況については、全学科で就職率100%であった。大学院進学率も学科ごとに違いはあるが、高い水準である。就職した学生に関して、食品メーカーが非常に大きな割合を占めているが、それ以外には公務員や福祉関係などに就職した学生もいる。

外部資金の獲得状況について、令和4年度の獲得総額は2億7,000万円。内訳は、科研費獲得総額は令和3年度の実績を概ね維持できしており、奨学寄附金が増加した一方で受託研究費が減少したため、総額で令和3年度と比較し、減額となった。

その他の取組として、令和4年度は保護者を対象としたオンデマンド説明会などを行った。また、本年4月には4年ぶりに対面式の1年生保護者会を開催し、非常に多くの保護者に参加をいただき、好評であった。

最後に、今後の課題と取組について、入試については令和7年度から、入学者選抜実施教科・科目・配点などの変更を予定しているため、オープンキャンパスなどを利用し、変更点を説明していく。また、近年は入学者共通テストのボーダーラインが若干低下傾向にあるため、今後の推移を確認していく。

教育面については、「データサイエンス・AI」教育プログラムを全学科で開始する。その他、教育の質向上のためにルーブリック表などによる評価、カリキュラムの確認などを継続して実施する。

広報活動として、今年度は体験実習型サマースクール、対面式オープンキャンパス、オンライン相談会などの開催を計画しており、引き続き学部の魅力を発信し、受験生の確保に努めていきたいと考えている。

② 食品栄養環境科学研究所（説明者：三浦委員）

入学者選抜について、令和5年度はコロナ禍という状況を踏まえ、特に海外の受験生に対しては、面接・口頭試問をオンラインで実施した。一方、国内の受験生については、対面での面接・口頭試問を行うことができた。

入学者数について、博士前期課程では、食品栄養科学専攻の定員数25名に対して、過去4年間は定員を充足しているが、環境科学専攻においては、定員数20名に対して、定員未充足の状態が続いている。しかし、本学における学内からの博士前期課程への進学率は50%超であり、全国的な学部卒業者進学率の12.4%を大きく上回っている。また、本学食品栄養科学部は女子学生が多く、女子の大学院進学率全国平均5.6%に対しても、食品栄養科学部から本研究所への内部進学率は極めて高いと言える。

環境科学専攻の定員が充足されていない理由として、環境生命科学専攻の定員数が学部の環境生命科学科の定員数と同数に設定されているためと考える。つまり、定員を充足するためには、最低でも学部の環境生命科学科の学生全員が、大学院の博士前期課程に進学しなければならない。よって、この定員数を問題点として挙げている。

博士後期課程は、食品栄養科学専攻、環境科学専攻、薬食生命科学専攻（食品系）があり、全専攻とも定員を充足できてないことが大きな問題点である。修士課程修了者の進学率全国平均は10.3%であり、本学博士前期課程の総定員が45名と考えると、本学の博士後期課程在学者数が4～6名ということで、全国平均から算出される進学者数4.6名と同水準である。

以上のような状況ではあるが、長期履修制度による幅広い学生の確保、留学生の確保などに努めている。また、社会人学生の確保については、県の公設試験研究機

関（以下、「公設試」という。）で活躍される研究員の質的向上のため、博士号取得支援を行うことを目的に、農林技術研究所、工業技術研究所、環境衛生科学研究所等と人的・研究交流を続けている。

その他として、学部3年生の保証人を対象としたオンライン懇談会を学部同様に実施している。3年生の段階においては、進路を決める非常に重要な時期であり、保護者を始めとする家族の影響が大きいことから、オンライン懇談会を通じ、大学院進学に関する説明を行うことで、内部進学者の獲得に努めている。

続いて、理科教諭、栄養教諭の専修免許状取得の申請・認可ということで、令和4年度から理科教諭及び栄養教諭の両方の専修免許課程を開設した。

就職状況は、平成28年度から7年連続で博士前期課程・後期課程ともに、就職率100%を達成している。博士前期課程の進路先は、食品メーカー、製薬・化学・化粧品関係、公務員、医療・福祉業などがある。博士後期課程は、国立研究所、製薬・化学・化粧品関係から内定を得て就職している。

日本学術振興会の特別研究員には、現在当部局から3名の学生がDC1に採択されている。

課題と取組について、定員問題については課題として引き続き取り組んでいく。

また、施設・設備については、食品栄養科学部棟を中心に老朽化が進んでおり、施設・設備の補修・修理が必要であると感じている。その背景には、空気環境における排水や換気システムが芳しくなく、体調を崩される方がいることなどが挙げられる。本学ホームページにおいても「環境憲章」を謳っているため、環境改善に努めていきたい。

教育活動については、質保証委員会からの指摘に基づき、博士前期課程の研究活動及び修士論文の審査において、ルーブリック表を用いた、より定量的な学習成果の評価を行うことができた。また、履修ロードマップを履修要項内に明示し、学生の履修を容易にする取組などを行っている。

研究活動については、引き続き外部資金の積極的な獲得に取り組んでいきたいと考えている。

<意見>

・様々な取組に努力されていることが分かった。社会人学生の確保について、特に県内の農林技術研究所、工業技術研究所、環境衛生科学研究所等との研究交流を進めていきたいということで、研究所に勤務されている方々はキャリアアップを目指す方がいるということだが、潜在的なニーズや可能性として、その方々の博士号取得の有無について、どのような見通しか。（委員）

<回答>

・具体的な数値はお答えすることができないが、通常公設試に入所される方は、博士号を持っていない方が大半だと思う。在職中の業績をまとめ、学位を取得するという流れが、一般的な研究員の博士号取得までの道筋である。（説明者）

<意見>

・色々な可能性があり、交流を継続していければという感想を持った。（委員）
・静岡の研究機関に勤めている方であるため、本学と近いというのは非常に大きなメリットである。研究機関での研究内容に合わせ、本学の教員と上手くマッチングすることができれば、社会人大学院生の課程博士を増やすことができる。（委員）

<回答>

・本部局でも交流を続けながら、課程博士の入学者獲得に努めている。
問題点として、県の職員であるため人事異動があり、研究員の方は、大学院在籍中に人事異動で研究から離れてしまうという点を恐れている。研究所へは、博士後

期課程に在籍している研究員の方の人事異動を考慮いただきたい旨を伝えている。
(説明者)

4 その他

(1) 学外委員からの意見

① 花岡委員

いずれの部局も活発な活動をしており、大変感心した。

最近のコロナ感染症の状況について、学生の方々が接種したワクチンは古いタイプのもので、オミクロン株に対する効力は低いと思う。実際に現在流行っているものが「XBB」というオミクロン株の中でもかなり感染力の強いものであるため、感染者が増加しているように感じるが、貴大学ではどうか。

<回答>

・学生の感染者は増加している。コロナによる欠席は、100人に対して約3名という割合で出ている。一方、学生の回復は割と早く、大事には至っていないように感じる。また、授業や課外活動等は制限をかけず、通常どおり進めている。(委員)

・実際に私が担当している講義においても、1, 2名の感染が確認されている。そのような状況ではあるが、学生のコロナ感染症に対する対応処置について、以前と比較すると自衛の意識も高まり、適切に処置できているという印象である。体調が悪い場合には、休んで検査を受けるということが徹底されている。(委員)

② 酒井公夫委員

「全国大学コンソーシアム研究交流フォーラム」が9月上旬に静岡で開催される。本フォーラムで実施されるパネルディスカッションには、出野副知事、池上教育長、私の3人で話をする機会がある。

その話とは別に、企業の社外取締役、あるいは社外の監査役が非常に重要になっているという話をする予定である。

法律上では、上場企業は既に2021年3月から社外取締役の設置が義務化されている。また、プライム市場における上場企業は、女性役員を2025年に1人以上、2030年には30%を目指すことを掲げ、動き出しているということもあり、民間企業における社外役員、特に女性役員を求める傾向が強くなっている。しかし、実際に女性に限らず、社外取締役を設置することは簡単な話ではない。その理由として、企業は、企業に必要な情報や専門知識をアドバイスいただける方を求めており、その専門的な情報や知識を有する者は限られる。少数の場合には、株主総会が6月末に集中するという点や、毎月の取締役会は基本的に月末開催という点などで、スケジュールが重なり、出席できない方が出てくることが想定される。以上により、多数の企業の社外取締役を兼務することは困難であることを意味しているが、その点を考慮すると、「大学教員」は候補者として非常に魅力的である。

しかし、大学教員に対し企業がどのようにアプローチするかという点で、その手段がなく、現在、私の会社の社外監査役には貴学の教員に務めていただいているが、依頼時には非常に苦労した。探し方は、基本的にはホームページから探すということになるが、そのホームページが企業人にとって優しい作りにはなっておらず、該当の先生にたどり着くことが非常に難しい作りになっている。

貴学は、お世辞ではなく優しい部類の作りとなっており、教員データベースから「キーワード検索する」か、「五十音別で探す」か、「学部・大学院別で探す」という流れになる。一方で、「キーワード検索」において、学部あるいは専門分野が、企業で使用する単語と異なることから、検索が非常に難しいという点はある。

今後は、社外取締役として「大学教員」を迎え、専門的な御意見をいただきたいということや、ガバナンスを高めるために御意見を頂戴したいということが増えていくため、企業の立場に立ち、分かりやすいホームページにしていただけると大変ありがたい。

企業にとって、教員がどの大学に所属しているかはそれほど重要ではなく、教員がどのような研究を行い、どの専門家であるかという点が重要であるため、大学単位のデータベースではなく、例えば静岡県内企業に対し、ふじのくに地域・大学コンソーシアム構成校である静岡県内大学の教員データベースを作り、専門分野等で簡単に検索ができると便利だと思う。

<意見>

- ・静岡県は会社幹部に女性が少ないということで、全国から注目を浴びているようなので、企業側として対策をお願いします。(議長)
- ・研究者のデータベースとして、最近は多くの大学や研究所で利用されている「リサーチマップ」があるが、それを活用した検索及び人材探しはどうか。御覧になったことがあるか。(委員)

<回答>

- ・「リサーチマップ」は活用したことがないため、後ほど確認する。(酒井公夫委員)

<意見>

- ・「リサーチマップ」は全国のデータベースなので、広く確認ができる。また、本学でも分野に応じ、どのような分野の研究があるかを確認できるページがあるため、色々な手法で検索していただくと良いと思う。(議長)

担当：経営財務室 市野 雄基